

令和 4 年 10 月 27 日

大阪大学教職員組合

中央執行委員長 望月太郎 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 藤原克美 殿

関西圏大学非常勤講師組合

執行委員長 新屋敷 健 殿

国立大学法人大阪大学

理事 水島郁子

回答（令和 4 年 10 月 9 日付け「団体交渉申入書」に対する回答）

標記申入書に対して、以下のとおり回答いたします。

なお、各要求項目については、大阪大学教職員組合及び大阪大学箕面地区教職員組合の組合員の労働条件との関係が必ずしも明確ではなく、また、関西圏大学非常勤講師組合に対しては令和 4 年 9 月 7 日付け総務部長名文書等においてすでに回答している内容であることを申し添えます。

要求項目 1. 2. について

これまで繰り返し説明しておりますとおり、本学の有期契約ルールは、シンプルかつ柔軟な雇用制度にするという大学の方針等を踏まえ、以後の雇用手続き等が円滑に行えること等を目的として、平成 25 年 4 月から導入したものです。

契約締結可能年数に上限を設けることは、「大学として約束できないことは約束しない」という基本的な考え方に基づくものであり、本学としては、上限をあらかじめ明確に定めることは、契約の見通しや予測可能性を確保する観点からも十分合理性があると考えております。それゆえ、契約締結可能年数上限に係る規定適用の撤回及び規定自体を撤廃する考えはありません。

要求項目3.について

本学では、平成16年4月1日の法人化と同時に「国立大学法人大阪大学非常勤講師の委嘱等に関する規程」を施行し、これ以降令和3年度に至るまで、民法第656条の準委任契約たる「委嘱契約」として非常勤講師の方々との間で契約を締結しておりました。上記委嘱契約の期間は、労働契約法18条1項に定める「通算契約期間」にあたるものではないことから、貴組合に所属する組合員において、同項の適用を受ける方はいないものと考えております。

要求項目4.について

非常勤講師の採用にあたって公募を実施することとした外国語学部等の方針については、当該学部等の教授会において審議、決定されたものであり、大学としてこれを否定する考えはありません。

以上のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

以上